



条例の考え方

概要

策定の目的

▽市民のみなさんと協働して犯罪などのおこりにくい地域社会を実現するための指針とします。

▽市民のみなさんによる防犯活動を促進します。

▽安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯組織の機能を充実させ、防犯活動の活性化を促進します。

概要

市民一人ひとりが自らの安全は自ら守る「自助」、市民が互いに守り支えあうことによって取り組む地域活動などの「共助」、市や警察など公共機関が連携し犯罪防止に努める「公助」の観点をもとに、市をはじめ市民のみなさんや、市民活動団体、事業者などが、それぞれの責務を明らかにし、お互いに役割を分担することによって、より効果的な防犯協働体制を築きます。

鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例(案)骨子

項目	規定する内容
目的	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活に身近な犯罪が増加傾向にあり、市民の不安感が増大していることから、犯罪などのおこりにくい地域社会実現のため、自らの地域は自らで守るという安全意識の高揚と、地域の自主的な防犯活動の促進によって市民生活における安全および安心の確保を図り、もって市、市民、事業者および土地所有者などの協働による安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする
定義	<ul style="list-style-type: none"> 「市民」：市内に居住している者および市内に滞在（通勤および通学を含む）する者 「事業者」：市内において事業を行うすべての者 「土地所有者」：市内において土地、建物もしくは工作物を所有し、または管理する者
市の責務	<ul style="list-style-type: none"> 安全意識高揚のための啓発活動 防犯情報などの積極的提供 地域の安全のための環境整備など必要な施策の実施 高齢者、障害者など要援護者への配慮 国、他の地方公共団体、警察署、その他関係機関および団体との密接な連携
市民の責務	<ul style="list-style-type: none"> 目的達成のための、必要な知識および技術の習得に努めること 安全で安心なまちづくりのための必要な措置を講ずる努力 市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策への協力